



ストレスチェックの実施者に追加 公認心理師とは？

2018年8月9日に、労働安全衛生規則の一部を改正する省令が、厚生労働省により公布・施行されました。これは、ストレスチェックの実施者に、必要な研修を修了した歯科医師および公認心理師を追加するものです。
今回は、その中の「公認心理師」について解説していきます。



ストレスチェックの実施者について

「ストレスチェック制度」は定期的に労働者のストレスの状況について検査を行うことで、職場環境の改善と個人のメンタルヘルス不調を防止することを主な目的としたものです。

その制度の中で、実施者は以下の役割を担っています。

実施者の役割

実施者は、ストレスチェックの実施に当たって、当該事業場におけるストレスチェックの調査票の選定並びに当該調査票に基づくストレスの程度の評価方法及び高ストレス者の選定基準の決定について事業者に対して専門的な見地から意見を述べるとともに、ストレスチェックの結果に基づき、当該労働者が医師による面接指導を受ける必要があるか否かを確認しなければならぬものとする。

(厚生労働省「心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」より抜粋)

要するに、実施者はストレスがかかっている労働者の選定と、医師の面接を受けるべきかどうかの判断という、制度中の非常に重要な部分を担っているということになります。

従来は「医師」「保健師」「看護師」「精神保健福祉士」のいずれかが実施者になれると定められていましたが、そこに新たに「歯科医師」および「公認心理師」が追加されることになったわけです。

国家資格「公認心理師」

では、公認心理師とはどのような資格なのでしょう。厚生労働省の発表では以下のように定義されています。

公認心理師とは、公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいいます。

- (1) 心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析
- (2) 心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助
- (3) 心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助
- (4) 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

これまで、臨床心理に関わる資格としては臨床心理士や認定心理士、各種カウンセラーなど数多くありましたが、公認心理師は初めての国家資格ということになります。



第1回の公認心理師試験は平成30年9月9日に実施され、これから有資格者が増えてくるかと思えます。ストレスチェックの実施に関しては大きな変化が起きるわけではありませんが、ぜひ把握しておきましょう。

長野県支部だより

信州も彩食兼備の季節です

全国的にも記録的な暑さになった今年の夏は信州でも同様でしたが、早いもので季節はすっかり「秋」になりました。秋には、りんご、梨、ぶどう、栗、柿など収穫できる長野県は「味覚の宝庫」であり、果樹園では梨、ぶどう狩りなどで「秋」の収穫を楽しめます。

秋の味覚の「王様」といえば「松茸」です。長野県支部がある辰野町は昔から知る人ぞ知る、松茸の名産地でもあります。町内にある直売店には松茸を目当てに毎年多くの方が訪れます。また、町内の飲食店では「秋」限定の松茸のフルコースが楽しめます。

味覚だけでなく「秋」を視覚でも楽しむことができます。木々が色彩豊かに紅葉をむかえ、辰野町内では原始林と清流で構成された横川渓谷の色彩美に出逢えます。収穫した柿を家の軒先に吊るした干し柿の「柿色」などは日本ならではの風景でもあります。柿色の変化とともに季節が冬へと一歩ずつ近づきます。

